

受付番号：

(本補助金交付決定通知書の右上に記載されている受付番号を記載して下さい。)

様式第5号(第11条関係)

さいたま市エネルギー価格・物価高騰等対策(設備更新)補助金
内容変更承認申請書

年 月 日

さいたま市長 宛

個人事業主住所／
法人本社所在地

個人事業主氏名／
法人名称

法人代表者氏名
(法人のみ)

年 月 日付けで交付の決定を受けたさいたま市エネルギー
価格・物価高騰等対策(設備更新)補助金について、補助事業の内容を変更した
ので、次のとおり申請します。

1 変更(下記に内容を記載) ※変更の内容を具体的に記入すること

変更前	
変更後	

2 変更の理由

--

3. 添付書類

(1) 変更後の補助対象経費の算定に係る全ての見積書

※記載事項として、事業者名、代表者名、所在地、電話番号の記載があるもの

※内訳として、設備の型番、台数、設備費、工事費の記載があるもの

(2) 変更部分に係る全ての書類(カタログ等)

(3) 更新設備に係る見積金額内訳書(様式D)

設備設置場所 <input checked="" type="checkbox"/> (チェック)	<input type="checkbox"/> 上記の個人事業主住所・法人本社所在地と同じ (<input checked="" type="checkbox"/> すれば記入不要) <input type="checkbox"/> 上記の個人事業主住所・法人本社所在地と異なる (設置場所を記入) 〒 ー さいたま市 区 (建物名・店舗名・部屋番号等)			
使用者である 中小企業者 ※貸主が申請する 場合のみ記入	※設備設置場所が貸借用不動産等の場合は、使用者である中小企業者(借主)を記入ください 個人事業主氏名/法人名称			
種別 <input checked="" type="checkbox"/> (チェック)	<input type="checkbox"/> LED 照明機器 <input type="checkbox"/> 高効率空調設備 <input type="checkbox"/> 業務用冷蔵庫等 <input type="checkbox"/> 高性能ボイラ <input type="checkbox"/> 業務用給湯器 <input type="checkbox"/> 産業用ヒートポンプ <input type="checkbox"/> 産業用モータ <input type="checkbox"/> 変圧器 <input type="checkbox"/> 業務用厨房機器			
	既存設備		更新設備	
メーカー	変更前		変更前	
	変更後		変更後	
型番	変更前		変更前	
	変更後		変更後	
設置台数	変更前		変更前	
	変更後		変更後	
更新設備において見込まれる省エネ効果 (<input checked="" type="checkbox"/> チェック)				
既存設備 (カタログ値) (A)		更新設備 (カタログ値) (B)		省エネ改善効果 (A-B) / A × 100
<input type="checkbox"/> 消費電力		<input type="checkbox"/> 消費電力		%
<input type="checkbox"/> ガス使用量		<input type="checkbox"/> ガス使用量		
<input type="checkbox"/> 重油・軽油		<input type="checkbox"/> 重油・軽油		
<input type="checkbox"/> 灯油使用量		<input type="checkbox"/> 灯油使用量		
設備調達先が 市外事業所の理由 <input checked="" type="checkbox"/> (チェック)	<input type="checkbox"/> 設備の調達先が市外事業所に限定される (市内事業所では、設備の取り扱いがなく調達できない場合 等) <input type="checkbox"/> 納期の都合 (市内事業所から調達すると、補助事業完了報告書の提出が期限内に間に合わない場合 等) <input type="checkbox"/> 設備整備の都合 (設備の整備が市内事業所では困難な場合 等)			

5. 見積書の金額内訳

項 目	金 額	
補助対象経費 (税抜)	変更前 (様式 A から転記)	円
	変更後 (様式 D から転記)	円
補助金交付申請額 ※経費の 2/3(千円未満切捨て)と 500 万円を比較して低い額	変更前 (様式 A から転記)	円
	変更後 (様式 D から転記)	円

※撤去費、廃棄処分費、フロンガス回収費、リサイクル費、消費税等は対象外